

予算特別委員会会議録 (4)			
日 時	平成 9 年 1 2 月 1 6 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、渡部 (智) 副委員長、前田・中村・大竹・松本・斉藤・佐藤 (幸) ・武井・横尾・花岡・阿部各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、小樽病院事務局長、保健所長、保健所参事ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> <p style="text-align: right;">記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に斉藤・花岡両委員を指名。付託案件を一括議題とする。これより厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

佐藤(幸)委員

老人保健福祉計画について

目標年次である 1 9 9 9 年まであと 2 年であるが、目標値をクリアできるか不安が残る。

ホームヘルパーやデイサービスセンターなど主な事業の現状と進捗状況を示せ。

(高齡)管理課長

事業名	目 標 値	現 状	達成率(%)
ホームヘルパー	1 1 8 人	7 7 人	6 5 . 3
デイサービスセンター	1 5 箇所	9 箇所	6 0 . 0
ショートステイ	5 7 人分	6 2 人分	1 0 8 . 8
特別養護老人ホーム	3 3 0 床	3 0 0 床	9 0 . 9
ケアハウス	1 5 0 人分	9 0 人分	6 0 . 0

である。

佐藤(幸)委員

ホームヘルパーやデイサービスセンター・デイケアは目標値にも達していないが、仮に達成したとしてもこの人数で介護保険が導入された場合対応できるかという問題がある。

このあたりはどう考えているのか。

(高齡)管理課長

ホームヘルパーに関しては状況を見て、毎年増員を図っている。この計画を策定した時には介護保険は念頭に無く定めたものであるが、現在の状況としては、まず目標に向け増員していきたい。

デイサービスセンターについては当初、B型を4カ所、D・E型を11カ所と考えていた。現在、B型については目標を達成しているが、A・E型については2カ所である。また、デイケアについては3カ所建設している。

今後も目標に向かって設置を図っていきたい。

佐藤(幸)委員

目標自体が実情に比べ低いということを言っている。

特養は目標に対し90%の達成率となっているが、入所状況、待機状況を示せ。

老人福祉課長

入所状況としては、特養は300床が満床になっている。養護老人ホームについても200床が満床になっている。

待機状況としては11月末現在で特養が234名、養護老人ホームは64名である。

佐藤(幸)委員

どちらの状況を見ても、目標を達成したところで待機者が解消されるわけではない。

計画自体の見直しを行わなければならないと思うがどうか。

(高齡)室長

この計画を策定した当初は、平成7年の国調の結果を基に見直しが見込まれていたが、その後、介護保険の話が浮上してきたため、最終的には平成11年まで見直しを行わず同保険が導入される時点で介護保険事業計画を新た

に作成することとなった。そのなかでゴールドプランに載っているメニューについても見直しされ、増強されるといふかたちで現在進んでいる。

佐藤(幸)委員

介護保険が導入されても受入施設が整っていないために「在宅介護」と判定されることにもなりかねない。

高齢化の進んでいる小樽市で、2000年から介護保険が導入された場合、対応できるのか。

(高齢)室長

「保険あって介護なし」ということが心配されており、国会における介護保険法案の審議の中でも附帯決議が行われた。

厚生省は現在のゴールドプランの達成に努めるとしており、本市としても国庫補助の関係もあり、また、まだ未達成の事業もあるのでその達成に向け努力したい。

佐藤(幸)委員

老人保健福祉計画の「将来人口」では平成11年度の65歳以上の人口は32,586人と推計していたが現在の数を示せ。

(高齢)管理課長

11月末の住民基本台帳では32,757人となっている。

佐藤(幸)委員

既に推計値を突破している。

こうした状況に鑑みても、計画は早急に見直しすべきであるが、今後どのような手順で進めていくつもりなのか。

(高齢)室長

今、進めているゴールドプランは国の10箇年戦略に基づき行っているものなので、一自治体が独自に見直しを行えるものではない。

国としても平成11年までは見直しを行わないという方針を打ち出しており、その中で仮に特養等を市単費で建設するにしても知事の認可が下りないという状況もでてくる。

目標に達していない部分については今後も努力していくという気持ちは持っているが、計画全体については市単独で見直しを行っていくということにはならないと考えている。

来年から平成11年にかけて介護保険事業計画と、それに並行して今とは違うかたちの老人保健福祉計画の策定を求められているので、その段階で今とは違ったかたちのものができると考えている。

佐藤(幸)委員

介護保険ではホームヘルパーやデイサービスセンターは週3回から6回ということになっているが、2000年の開始時点では各々どのくらい必要になると試算しているのか。

(高齢)室長

そういうものも含め、介護保険事業計画の基本的策定指針が今後示されるので、それに基づき各自治体で算定していくことになる。

佐藤(幸)委員

国から出されるのを待つのではなく、市で作成したものを持っておくべきではないのか。

福祉部長

指摘のように介護保険制度が導入されて、進めていくためには基盤整備をきちんとなさなければならないという考えには立っている。

特養については待機者の状況を考え、きめ細かな対応をしていきたいと思う。ホームヘルパーについては、ヘルパーに対する国の補助制度が来年度から変更になり、市の財政負担にも大きな影響を与えることになるので、現在

については制度と制度の狭間にいる状況となっている。

ホームヘルパー、デイサービスセンター、ショートステイの在宅三本柱についての本市の計画に対する達成率は約70%であり、全国各市の平均である50%に比べると高い方であるので、今後も引き続き目標達成に向け努力していきたい。

また、介護保険制度は確定したが、関係政令・省令が今後300近く出る予定になっており動向をつかむのは難しいが、当面、本市においては介護保険導入時の施設の待機者数の実態把握やホームヘルパーの有効活用、その他基盤整備についてきちんと詰めていかなければならないと考えている。

佐藤(幸)委員

気になる部分は低所得者や生活保護を受けている人に対する対応だが、このあたりはどうなるのか。

老人福祉課長

現在承知しているのは、まず保険料は5段階の所得段階別に設定し、低所得者には配慮する仕組みになっている。また、生活保護受給者については保護費の中から保険料、サービスの利用者負担金が支給される仕組みになっている。また、現在医療保険で行っている高額療養費と同様の制度を導入することを考えており、その中でも低所得者については上限を低く設定し、配慮することを考えている。

また、保険料の未納対策についても償還払や保険給付と保険料の未納分との相殺などを行い保険財政を担保しようと考えられている。

佐藤(幸)委員

国保の収納率も90%程度であり、介護保険については更に滞納者が出てくることが予想される。

要介護認定について、入院患者が要介護認定を受けた場合、病院から出なければならないという話も聞くが、どうか。

判定をしても入れる施設が無いため在宅介護という認定をすとも限らない。供給に合わせて需要を調整するという恐れはないのか。

老人福祉課長

現段階で国はこの件について明確な方針を示していない。特養については5年間の経過措置があり、法が施行された段階で既に入所している人については5年間につき要介護認定があったものと見なすとしている。

政令・省令が出なければ詳しいことは分からないが、現在、国で示している質疑応答集では「要介護認定にあたってはその人の身体的な状況あるいは精神的な状況、そして日常生活の入浴、食事、歩行、排泄などがどの程度かということで判定する」としているのでサービスの需給により判定が左右される恐れはないと考えている。

佐藤(幸)委員

この保険に対応するためには導入に先駆け、全庁的に体制や機構の見直しを行わなければならないと思うがどうか。

福祉部長

導入した場合には保険料の賦課・徴収や基盤整備の問題など課題が多いので、福祉部だけではなく全庁あげて関係部局で協議しながら対応しなければならないと考えている。

現在、関係部との調整を行っているが、今後の政令・省令を踏まえ対応していきたい。

佐藤(幸)委員

融雪機器設置に対する融資について

21世紀プランにはロードヒーティングに対する補助については記載されているが、融雪機、融雪槽に対する助成、貸付についての記載が無い。

この件については以前から提案しており、制度融資を行うことも必要と思うがどうか。

(土木)管理課長

融雪機については融資、助成の方法が考えられ、現在、他市の状況を把握し前向きに検討を進めている。

状況を把握している8市2町については融資というかたちで行っており、今後、当市で進める方法について再度詰めていきたい。

佐藤(幸)委員

なぜ、21世紀プランに入っていないのか。来年から始まる計画に載っていないのに行うということか。

(土木)管理課長

21世紀プランの中には「市民の消・融雪機器の設置に対する助成の検討」というかたちで記載している。

佐藤(幸)委員

助成は良いが、融資は行わないのか。

(土木)管理課長

指摘のように21世紀プランの中では助成としか言っていないが、各市の状況を見ても融資と助成を両建てで行っている市はない。

本市としては現在、融資の方向で検討している。

佐藤(幸)委員

ロードヒーティングについては敷設をしてからかなりの年数が経っているため補修の必要も出てくると思うが、今後の計画はどうなっているのか。

土木部次長

本市では9年度末で175カ所設置しており、これらについては全道でも札幌を除くと断然多い状況である。

ロードヒーティングの状況については1期、2期工事を平成10年度で終え、二回りした状況であると考えている。

佐藤(幸)委員

既に補修を行っているところはあるのか。また、ロードヒーティングは今後も設置していく予定なのか。

土木部次長

維持補修について、電気式のものは長持ちするが、ガスや灯油についてはボイラーが10年程度しか持たないの
で補修の必要が今後でてくる。更に分電盤についても老朽化が進んでくるので今後計画的に補修していくことも考
えなければならない。

ロードヒーティングについては今後、新たに設置していくのは難しいので、それに代わるものとして何か方策を
考えていかなければならないと思っている。

土木部長

ロードヒーティングは昭和48年から進めてきたが、幅員、延長などが現在の状況に合わなくなってきていると
ころもある。

1期、2期工事はほぼ終わったが、幹線で未整備の部分もある。3期工事については、現在考えていないが、基
本的に既設の施設のフォローアップを意識しながら進めていきたい。

佐藤(幸)委員

施設が老朽化し、ロードヒーティングの温度が低くなっているところもあるが、こうした箇所の点検はどうして
いるのか。

土木事業所長

始業時、終業時また通常の点検については専門業者に委託している。その中では老朽化の激しい部分があるとい
う報告を受けている。

佐藤(幸)委員

オタモイ団地について

現在 7 8 8 戸あるとのことだが、入居状況を示せ。

住宅課長

道営が 1 2 8 戸、市営が 6 6 0 戸あり、全体で約 5 0 0 戸が入居している。

佐藤(幸)委員

ここについては再生団地計画を策定しているが、今後の整備プログラムを示せ。

住宅課長

平成 7 年度に策定した住宅マスタープランのなかではオタモイ団地を重点団地に位置づけている。今後のプログラムとしては平成 8 年度に現況調査、平成 9 年度に基本計画、平成 1 0 年度に基本設計、平成 1 1 年度に実施計画、平成 1 2 年度から工事に着工することを考えている。

佐藤(幸)委員

基本計画は完成しているのか。

住宅課長

平成 1 0 年 3 月上旬に仕上げたいと考えている。

佐藤(幸)委員

ここは用途地域が第 1 種低層住宅地域となっているが、これについては今後変更されるのか。

住宅課長

指摘のように指定されているため、建物の高さが 1 0 m と制限されているので現在の公営住宅の高さでは 3 階が限度と聞いている。

現在入居している 5 0 0 戸をこの敷地の中で確保するのは難しいので、実施計画を行う平成 1 1 年度までには用途地域の見直しを含めて検討したい。

佐藤(幸)委員

この地区には 5 階建ての公務員官舎があるが、これはどういうことか。

住宅課長

国の施設はこの規制にかからないことになっている。

佐藤(幸)委員

土地の所有についてはどうなっているのか。

住宅課長

ここには 7 団地あるが、6 割が借地に建てている。

佐藤(幸)委員

こうした民地については今後も借りて建て替えしていくのか。買収するのか。

住宅課長

いままで市営住宅を建て替えるときには借地を買い、建設することを原則としていたがここについては 6 割が借地なので、一部、借地にするか検討しなければならない。

佐藤(幸)委員

基本的に検討が終わるのは基本設計段階と思うが、来年度には結論がでると考えてよいか。

建築都市部長

ここについては指摘の通り借地が多いことと、このままの地形では利用しづらいという問題もある。また、用途地域の問題や幹線道路への接道の問題もある。

単純な建て替えではなく、住環境全体を見直す基盤整備を考える必要があり、若干判断がずれこむ可能性があるのもうしばらく時間が欲しい。

佐藤(幸)委員

メルヘン交差点について

以前に荒田商会のことを質問した際、「その後も話し合いを続けていく」と答弁していたが1カ月後には廃業していた。

その経過はどうであったのか。また、跡地についてはどのように利用していくのか。

(土木)建設課長

荒田商会のスタンドが10月末に廃業した際には会って話をした。そのなかでは一方通行になったということもあるが、あの地域の状況もかなり変わり、いま行っている商売の継続は問題があるという判断があったと聞いている。

跡地については具体的に決まっていはいないが、水面下では動きがあると聞いている。

建築都市部長

跡地については荒田商会で土地を貸し、あの地区にマッチした事業展開を考えている業者があり、デザイン課に内々で協議がきている。

まだ、内容を明らかにする段階には至っていないが、先方は急いでいるようであるので内容が確定するのを待ち、報告したいと考えている。

佐藤(幸)委員

堺町本通の現在の道は、1車線の部分と2車線の部分があり中途半端なかたちとなっているが、今後、いつ、どのようなかたちで整備していくのか。

(土木)建設課長

今年度はテストケースとしてポールコーンを車道の両側に設置し車の流れを検討してきた。この幅では荷役作業やバスの運行、大型車両の通行が難しい面もある。

来年度からは歩道の整備に入るが、利用者からも意見を聞き、公安委員会とも協議し、部分的に停車帯を設けることも視野に入れて考えているが、最終的には決まっていない。

佐藤(幸)委員

地域住民の意見についてはどのように集約していくのか。

(土木)建設課長

沿道の人に利用状況について個別にアンケートを行っていきたいと考えている。

佐藤(幸)委員

今後の事業スケジュールはどうなっているのか。

(土木)建設課長

今年度中にアンケートを集約し、来年度以降の歩道整備について現在検討をしているので、意見集約後、公安委員会の意見も聞きなるべく今年度中にまとめ、来年度から実施できるかたちを作っていきたい。

佐藤(幸)委員

まだ、年次計画はできていないのか。

(土木)建設課長

最終的に於古発川通まで完成するのは平成11年度までに行いたいと考えている。

佐藤(幸)委員

以前、この件で質問をした際には3名の反対者がいたが、現在はどうなっているのか。

(土木)建設課長

業種・業態によりいろいろな影響が出てくるが、現在行っているテストケースでそれなりに流れが出てきているので、この方向で行うしかないのかなと思っている。

特に反対の意見は聞いていないので、説明した内容がある程度理解されたものと考えている。

佐藤(幸)委員

交通安全の観点から考えると、7差路から4差路にすることによってかえって危険になる心配はないのか。

(土木)建設課長

7月から一方通行にし、ガードマンを配備するなど手立てを取った結果、現状、流れはスムーズになってきた。ただ、ピーク時には横断歩道や駐車場の問題もあり、いつもスムーズであるという訳ではない。

これからもいろいろな人の意見を聞き、手を打てるところは打ちたい。

斉藤委員

フィッシュミールの敷地面積について

昨日の大島委員の質問のなかで、当初港湾部から借りた面積と今回売却した面積が同じ土地であるにもかかわらず二百数十平米異なっていることが判明した。

平成2年の解除契約時には使用損失補填金として整理しており、面積が変わるとその時点での計算が変わることは明らかである。本来ならこの時点で請求すべき金額が、市側のミスにより未請求になっていると思われる。

今後、この件についてどのように対応していくのか。

総務部長

この件については早速経済部で現地調査をし、更に関係書類を点検している。

今後、経済部、財政部、港湾部と検討していきたい。

斉藤委員

早急に検討して欲しい。

財産管理の観点からはどう考えているのか。

財政部長

財産管理は適切に行われるようにしているが、今回の件については改めてきちんとしたいと考えているし、現実的に古い財産については面積等が異なってくる部分もあるが、できるだけそういったことのないよう適切に対応したい。

斉藤委員

今回の問題はおそらくケアレスミスである。事実は事実として整理して欲しい。

忍路のロイヤルパークイン跡地について

ここは現在使用していないため荒れた状態になっている。以前は、地域の人が地主から土地を借り、防雪柵を設けていたが今回は、地権者の同意が得られず柵の設置ができなかった。

この辺りは漁港関連道にも接しており、生活・通勤に支障を来している人も多い。

今までの経緯と今後の対策を示せ。

土木事業所長

市道上町通線については昭和50年代から市で防雪柵を設置していたが、平成2年に所有者が変更になり一度、設置の承諾が得られなくなったが、平成6年に承諾を得、設置してきた。今年度も引き続き要請したが、理解が得られず設置できなかったという状況である。

この通りの除雪については、50cm以上降った場合2~3日中に入ることになっているが、吹雪で埋まると生

活に支障を来すことも考えられるので、市としても除雪業者と打合せをし、幹線の国道から入る道については雪が降った場合、毎日入るのでその路線に入った段階で、横70mの区間についても一緒に空けるよう努めている。

齊藤委員

付近住民が心配しているのは幹線が空いても枝線が空かないということである。委託業者が対応してくれるとのことだが、トラブルが起きないように再度、詰めていくことを要請する。

市民センターの使用料について

ろうあ協会から使用料を減免して欲しいという要請があった。現在の料金も私は安いと思うが、ハンディキャップを持っている人としては健常者との差を補いたいという運動の一環として行っているものと思う。

現状として「減免するのがあたりまえ」とは言わないが、このことについてどう考えているのか。

市民センター館長

市民センターの使用料が安いということは市民からも聞いている。

ここの使用料を設定する際には、文化施設であると共に勤労者施設であるという施設の性格を考慮し、また、建設した場所に以前あった労働会館、海員会館も当時から特定の人だけではなく一般市民も相当利用していたということもあり特別高くないようにしたつもりである。

当初、料金設定に当たり文化団体等いろいろな団体から要望があったが、広く利用してもらうために利用団体による金額の格差はつけないと決めた経緯もある。

現在まで福祉団体から、そうした要望は聞いていない。

齊藤委員

現在までは直接働きかけていた訳ではなく、市長に対する政策要望にその旨を記し提出していた。

札幌の区民センターは無料であり、また道の文学館もその目的にあった人たちは無料としていると聞く。

もともと低く料金設定をしており、収支に大きく影響する金額でもないので、減免も検討して欲しいがどうか。

市民部長

過日、ろうあ協会と福祉部の懇談会があり初めてこの要望を聞いた。

ここについては当初から使用料を低く設定しているので、いままで減免についての要望はなかった。同協会については通常、身障者センターを利用し、利用できない際に市民センターを利用しているようなので利用回数も多くないと思う。

利用回数を調べた上で福祉部と協議し、また、他都市では福祉団体にどのような対応を取っているかも調べた上で今後研究したい。

齊藤委員

不景気のため各団体に対する民間企業からの寄付も減っており、そうした不安から要望しているものと思うので検討して欲しい。

福祉に関する寄付について

「福祉に役立ててほしい」ということで寄付があった場合、小樽市ではどのように使うのか。

社会福祉課長

社会福祉事業資金基金に積立し、高齢者、障害者など福祉全般に使うことを考えている。

齊藤委員

実際、寄付をした人と話をしたところ「生きた金を使って欲しい」という願いであったが、具体的にはどのように使うのか。

社会福祉課長

平成9年度の予算では、在宅老人デイサービス事業関係で2,000万円、寝たきり老人等入浴サービス事業で

500万円、その他、点字図書館の整備、除雪サービス、独居老人等給食サービス等、計3,800万円を基金から事業に充当している。

福祉部長

現在、福祉関係では6つの基金がある。それぞれ運営要綱、補助要綱があり、各種団体から要請を受けた段階で判断し、助成している。

斉藤委員

実のあるお金の使い方をしてほしい。

専任手話通訳制度について

この制度の見直しを行うという噂を聞くが、真相はどうか。

社会福祉課長

現在、専任手話通訳をどうするかということについては特に考えていない。

斉藤委員

それであれば良い。

全国的にも珍しく、福祉の先端を行っている制度なので今後も存続して欲しいが、「考えていない」と聞いて安心した。

500万円以下の工事について

これについては各原課で工事契約を行っており、年内に完工する工事も多いとのことだが、年内に支払いを行うことは可能なのか。

(土木)管理課長

件数としては年内支払い分が22件ある。これらについては、検定月日の予定も決め、完工した後速やかに検定し、書類を整え、26日までには支払いたいと考えている。

住宅課長

4件で金額が1,040万円であるが、これについては書類が整い次第、年内に支払いたいと考えている。

(水道)総務課長

4件ある。これらについては検定終了後、書類が整ったら年内には支払いたい。

(築港)高橋主幹

2件ある。これについては検定を終えているので年内に支払えるよう進めたい。

斉藤委員

経済対策として、原課でできること一つ一つに力を入れ取り組んでいることに感謝する。

1日も早く支払を行うということは良いことだが、一つ気になる部分がある。市の場合工事によっていろいろ流れが異なるため「完工してから何日で支払う」と一律には決められないというが、当面の間でも良いから目安を示すべきである。

以前、ある企業が資金繰りの関係で困った際、市は完工届を提出されてから2日間で支払を行ったケースがあった。これは悪いことではないが、危険だと思ったのは通常より市が早く支払ったにも関わらず、その企業が倒産した場合、他の債権者に対し市は対抗できなくなるのではないかとということである。

市からの支払を受け、その企業が第三者にお金を支払い、その日に倒産したとなれば一般の債権者にとってみると、市が状況を分かっているながら恣意的に支払ったと思われる可能性があるということである。

そのためにも、市としての支払の目安を示し、詐害行為と言われぬようにすべきと思うがどうか。

財政部長

「詐害行為」という言葉は初めて聞いた。

支払の目安については画一的な工事ばかりではなく、工種や業者により要する日数に濃淡があるので、現在まで工事については40日以内ということで行ってきた。

今、言えることはこうした経済情勢なので、極力、速やかに対応したいということなので理解して欲しい。

斉藤委員

お互いに知恵をしばり、どういうことがベストなのかを考えたいので、できないと言うのであればそれで良い。

早期支払に関しては、指摘した詐害行為の関係や、業者の中では不公平を感じる者もいるかもしれないので、「年内、年度内など当分の間は早急に支払う」ということをもっとアピールすべきである。

努力した結果、後でつまらない批判を受けることのないようこの件については後日、整理したほうが良いと思う。

稲北再開発について

本会議において「事業を推進するにあたっては、金額の大小に関わらず、一時的な借入金、補完融資が必要である。民間事業の場合は残高証明か融資証明をもってそれを確定すべき」という趣旨の質問に対し、部長は「融資証明をとっている」と答弁した。

これは事実と違うようであり、本会議での答弁でもあるので、きちんとした手続で修正して欲しいがどうか。

建築都市部長

12月9日の本会議で「融資証明なり一定の書類を整理した」と答弁した件についてだが、質問にあった金融機関からの書類としては、正確には事業計画の変更並びに組合の定款変更についての同意書のことであり、そのことを明確に区別することなく答弁した。

このことについては指摘の通りであり、私も委員の指摘のように理解しているので、御理解いただきたい。

斉藤委員

後程、きちんとしたかたちで訂正して欲しい。

同意書は事業主体や定款が変わったということを示すだけの書類なので、取り寄せても意味が無い。

一時借り入れを含め、つなぎ融資の状況はどうなっているのか。

(活対)八木主幹

組合では平成8年度に7億8,000万円の融資を受けており、それについては同年度中に4億円ほど返済が終わり、9年度末には3億8,000万円の残高がある。

今後の資金計画については、現在のシミュレーションのなかでは平成10年12月に2~3億円の融資を受ける予定である。

斉藤委員

今後の借入にあたり、先般の金融騒動との関係で影響があることが心配される。

協調融資を行う上での幹事銀行とはどういうものなのか。また、拓銀が破綻したことにより幹事銀行の変更は考えているのか。

(活対)八木主幹

現在は、拓銀、道銀、小樽信金が協調融資の銀行となっている。幹事銀行は拓銀でありこの役割としては他の銀行の指導的立場にあたり、いろいろな交渉の先立ちを行っている。

拓銀に関しては、今後、不安な状況もあるので他の銀行とも協議している最中であり、推移を見て今後、組合で検討していくと聞いている。

斉藤委員

実質的に幹事銀行としての役割は果たせない状況にあると思うので、早急に対応して欲しい。話は戻るが、こういう時に融資証明があれば対応はできる。

早急に拓銀に変わる幹事銀行を決定しなければならないと思うがどうか。

(活対)八木主幹

融資証明の内容については「融資条件に適合する場合融資に応じる」というものでありいろいろなケースのなかでスケジュールが変わった場合、融資証明としての実効を果たせないということもあり、トラブルになっていると聞いている。

そうしたなかで、今回のケースについては融資証明を出してもらうケースに至らないで進めた。

斉藤委員

融資証明を出して、条件が整わなかったときに融資しないのは当たり前のことである。

主幹の答弁を聞くと、トラブルの原因になるので証明を取っていないように聞こえるがどうか。

(活対)室長

数行に聞いたところ、銀行としては契約以前の約束事の証明であり、トラブルが発生する恐れがあるので、出しにくい面があるとのことだが、稲北に限らず採算性を含めてきちんとしたものなら銀行としても出せるとのことである。

借り入れの時期が平成10年の11月か12月であり、多少時間があるので組合としても幹事銀行の変更も含め、数行と協議しているところである。

斉藤委員

こうした状況下なので銀行としても融資証明を出したくないのは分かるが、以前は民間の事業を含め証明は出していた。

しかし、このように小樽市が推進している事業でさえ出せないというのであれば事業そのものが大丈夫なのかと言わざるを得なくなる。

来年の4月に今までの借り入れを見直した時点で、銀行側の事情により貸付を断られたらそれまでである。だから、それまでに融資証明を受ける必要があると言っている。そこまでの見通しを立てておかなければ事業に着手するのは危険だと思う。

融資証明を取る時期についてはどのように考えているのか。

(活対)室長

拓銀が危険な状況なので、その推移を見ながら複数の銀行と協議している。

そうした意味からも早い時期に融資証明の件も含めて対応しなければならないと考えている。

斉藤委員

早急に対応して欲しい。

今後進める事業の内容については組合という別の人格が行うものなので、市が直接行う事業のように議会としてチェックすることができない。そのため私たちとしては、理事者の答弁や資料を信じるしかないので、組合で何かアクシデントや不誠実な行為があった場合、私たちは責任がとれないということを申し述べておきたい。

松本委員

靈感商法、催眠商法について

本市における実態を示せ。

消費生活課長

靈感商法についての相談は無い。

SF商法(催眠商法)については4月からで13件の相談があった。実態としては5月から7月にかけて丸井今井でサクセスという業者が行っており、悪徳商法ということで裁判が起こされている。

10月には、サンクスという業者が銭函の豊足神社で行っていた。12月に入ってから工事中のホテルの前に

人を集め、会場をグランドホテルにし、健康器具を売るハッピーショップという業者がSF商法的なことを行っていたとのことである。

相談を受けているのはほとんどが丸井今井で行ったものである。

松本委員

13件というのは、氷山の一角である。後で気が付いた結果、もう家族にも相談できないというケースが多いと思う。

潜在的被害者は多いと思うが、市として今まで行ってきた対応策を示せ。

消費生活課長

広報活動としては「広報おたる」の11月号に悪徳商法について啓蒙しており、その他にも消費者教室としてホームヘルパーや民生委員を通じ、「悪徳商法に気をつけましょう」と声をかけてもらっている。

ホームヘルパーについては訪問のときに同行しており、民生委員については民生委員の会議の時に伺い、現在まで12地区で行っている。

松本委員

こうした商法であるにも関わらず、立派な会場で行っている事が多い。

明らかに催眠商法であると分かる広告チラシを目にするが、そうしたときには会場に対し、情報を提供することも必要ではないのか。

きちんとした商行為を行っているのであれば営業妨害になるが、正確な情報をいち早く把握し、迅速に対応することが必要と思うがどうか。

消費生活課長

指摘の通り、販売行為自体を規制するのは難しい。

現段階で対応として考えているのは、トラブルの多い企業は全国ネットで集計されているので、会場にはそうした企業であるかどうかを確認して貸してほしいという要請をするとともに、報道機関を利用し、PRに努めたいと思う。

松本委員

保育所について

代表質問の答弁を聞くと、現場と管理部門の連携が取れていないと感じた。果たして、管理部門が現場のことをどれだけ把握しているのか疑問に感じるがどうか。

児童家庭課長

月に何度かは保育所に行き、現場の職員の意見を聞いたり、現場を見るなどいろいろ行っており、極力現場の掌握には努めている。

松本委員

保育所には、学校における教育委員会みたいなものはないが管理部門においては同様の働きをして欲しいと思う。

何故かという、保育所の中には父母の不満が鬱積しているところもある。今年度に入ってから96名の退所児童がいるとのことだが、これは子供がなじまないという理由でやめているが、実は保育所に対する不満でやめている人もいる。現場の対応に対し、不満を言ったところ、現場の説明は「小樽市の財政状況が厳しいので、そこまで手が回らないのは仕方ない」とのことであったと聞く。人手が少なくて手が回らないということと対応が悪いということは別問題で、対応が悪いということを指摘している。

児童を朝、連れていった時や帰りに迎えに行った時なども保母は黙ってみているだけで迎えにも、送りにも出てこないし、時にはいないこともある。朝は9時まで連れていき、帰りは5時まで迎えに行くということになっているので、それであれば、朝は、8時40分頃には、帰りは5時15分位までは保母がついているべきと思う。

そうしたところから改革を検討して欲しいがどうか。

福祉部長

保育所に関し、一部適切を欠いているという指摘だが、保育所は児童はもちろん保護者との信頼関係がきちんと確立しないと地域から信頼される施設にならないと考えているので、常日頃、所長会議を開くなどの対応をしているが、今後尚一層、連携をとり対応したいと考えている。

前田委員

築港ヤード跡地再開発について

10月に付近住民に対し説明会を行ったと聞かすが、どのような説明を行い、どのような質問があったのか。

(築港)高橋主幹

10月に建築工事についてOBCや大成建設が若竹町会、勝納町会、船浜町会に対し説明会を行った。内容としては工事の進め方について、騒音の関係や周辺道路の交通状況に関し説明があった。それに対し、若竹町会から、騒音については十分配慮してほしいということと、電波障害については十分調査をして欲しいという意見が出された。

前田委員

マリンロードや橋上駅舎についての説明会は行わなかったのか。

(築港)高橋主幹

それに関しては、勝納町会と若竹町会で6～7月にかけ説明会を行った。

前田委員

10月の説明会の際、景観に関する質問はなかったのか。

(築港)高橋主幹

現在住んでいるところから海が見えるので、そうしたことも配慮して欲しいという意見があった。

前田委員

その問題はクリアできるのか。

(築港)高橋主幹

今後、具体的にOBCの建物についての届けが出される中で、景観や眺望についての細かい内容に関し協議されていくものと思う。

前田委員

こうした関係の相談については十分対応して欲しい。

現在、築港駅前にある歩道橋については新しい駅舎ができた後はどうなるのか。

(築港)高橋主幹

駅前広場を整備した段階で、歩道橋とマリンロードを繋げるよう道路管理者と協議している。

現歩道橋を撤去するかどうかは地元の人と道路管理者と検討して行く事になる。

現在、撤去することを前提とはしていないが、基本的には移転しなければならないという認識を持ち関係者と協議している。

前田委員

10月の説明会では歩道橋の話は出なかったのか。

(築港)高橋主幹

1件出た。その中では歩道橋ができれば当然橋脚ができ、商店などでは影響が出るので今後、商店街を含め話し合いの機会を持っていきたいと考えている。

前田委員

現状、歩道橋は道営住宅3号棟の前にあるが、現在でも1、2号棟と比べると3号棟は商売がしづらい状況にある。地元の方は、歩道橋の移転問題に関し懸念を持っている。

説明会で質問をした人は、工事が進んでいるにも関わらず、質問をして2カ月にもなるのに何も連絡してこないと不安になっているが、この辺りはどう考えているのか。

(築港)高橋主幹

現在、相談に行けないのは道路管理者や公安委員会との間で、将来の具体的なかたちについての見通しがたっていないためである。

形状や位置等について具体化した段階で、地元住民や町会等と協議したいと考えているのもう少し時間がかかると聞いている。

前田委員

説明会から2カ月もたっており、商売上不利になり得る話なので早急に対応して欲しい。

あの建物は道営住宅だが、1階部分は区分所有になっており、道に借地料を払っているが歩道橋があるから3号棟は他の棟に比べ安くなっている。

説明会の中でも「JRや町会、開建と協議していきたい」と言っていたとのことであり商店街が入っていなかったと地元商店の方は怒っているが商店を軽視しているのではないか。

(築港)高橋主幹

歩道橋の設置については道路管理者である開建、道路の安全を守る公安委員会、そして地元町会と十分話し合っで決めていきたいと考えている。

歩道橋の脚のある地先の人とは当然、図面を提示し十分協議したい。

前田委員

先日、完成予想図を見たが歩道橋が無く、信号で国道5号を横断するよう見えた。

駅が小樽よりに移動するので、築港駅前のバス停も機関区側に移動するのであれば、バス停も1つで対応できると思ったがこのあたりはどのように考えているのか。

(築港)高橋主幹

築港ヤード跡地再開発特別委員会で示したパースの横断歩道については、国道を渡るものではなく駅南広場にできる横断歩道と国道5号に渡る横断歩道の2本がかいている。

バス停は現在、駅より小樽づきになっている。駅広場を整備することで一体的な整理をすることになるが位置については変わらない。

保線区前のバス停については現在、中央バスと協議しているが、基本的に水産高校の生徒や、JRを横断し勝納町に行く人が多いので現行のバス停を変える考えはないとのことである。

現在ある手押し信号については移動も考えられるが、公安委員会や開建との協議のなかでは国道5号の現状からいってあのままにいくしかないとの話もしている。

前田委員

地元商業者は非常に興味をもっているので、早急に説明会を開き、対応して欲しい。

休 憩 午後 3時10分

再 開 午後 3時30分

阿部委員

老人医療について

病院数、診療所数、それぞれの病床数について昨年同期と対比して示せ。

保健所総務課長

	平成8年11月末	平成9年11月末	増 減
病院	2 3	2 1	2
病院の病床数	4 , 3 9 2	4 , 2 9 8	9 4
診療所	1 2 4	1 2 5	1
診療所の病床数	9 5 1	8 4 8	1 0 3

である。

阿部委員

ここには示されていないが有床診療所が60軒から54軒と減っている。

この原因の1つには今年の4月に付き添い制度が廃止され、入院患者をおけない医療機関が増えたためとも言われている。

高齢者が増えている本市にとって、病床数が減っているこの現状をどう考えているのか。

保健所長

昨年と今年を比較しての指摘だが、もうすこしスパンを広げて見ると、付き添い制度が廃止された前後で医療機関の数は変わっていないし、病床数は増えている。しかし、指摘のように有床診療所は減っており、その分病床数は減っている。診療所の数は減っていないので地域のかかりつけ医の機能は失っていないが、全国的にこうした傾向はある。

同時に、老健施設や療養型の病床は増えており、こうした傾向は今後も続くと考えている。有床診療所でも小さな病院の機能を持っているところが廃業するのはもったいないので、国としてもそうしたところは将来的に療養型の病院として営業を続けるよう工夫してほしいと考えているようである。

阿部委員

地域に根差した病院はどんどん減っており、中心部まで行かなくてはならないケースが増えている。

関連して、9月1日から医療制度改革が行われ、受診者数、入院患者数に影響が出ていると聞かすが、小樽病院における外来患者数を過去3年間に遡って示せ。

(樽病)医事課長

11月の状況で示すと

(単位：人)

平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
20,940	21,235	20,692	18,530

である。

阿部委員

途中経過だが、市内の医療機関に状況を聞いたところ、外来患者は全体で概ね1割程度減っているとのことであった。

この関係で、社会保障推進協議会で設置している「医療110番」にはいろいろな声が寄せられているが、9月1日以降小樽市では同様のものを設けているのか。

保険年金課長

設けていない。

(高齢)管理課長

福祉としても設けていない。

阿部委員

全国的に寄せられている声を聞くと、「慢性疾患で外来にかかっているが、9月以降自己負担が増加したためかかりにくくなった」「糖尿病でインシュリンを打っているが、病院代が高いので2回を1回にした」「親子でインシュリンの注射をしているが負担が大きいので自分は老い先が短いのでやめることにした」などがある。

こうした受診抑制が生まれていることは承知しているか。

保健所長

そうした声は聞いている。

保健所の立場で言うと普段から健康維持に努めるようになって欲しいとも思っているしまた、指摘のように受診抑制が起きることも考えていた。

阿部委員

福祉部では聞いているか。

(高齢)管理課長

新聞報道で承知している。

阿部委員

今後も改悪が考えられているようであり、介護保険の関係もあるので自治体としても何らかの手立てを打たなければならない。

ただ、施設を増やせば良いというものではないと思うが、どう考えているのか。

市民部長

保険者としては、少子・高齢化が進む中で医療財源をどう確保し、国民皆保険をどう守るかが重要になっている。今、政管健保、国保、健康組合を含め全ての組合・団体が赤字体質となっておりそれを応急的に措置するため医療保険改革が行われた。今後、3年後を目処に医療改革をどうするか検討していくが、指摘のように高齢化が進む中で財源をどう確保していくか、また、薬価や診療報酬についてはどうするかなどいろいろな角度から検討がされていき、21世紀に向け制度を維持していくことが命題になっている。

自治体としては市長会を通じ厚生省に対し、改革にあたっては被保険者の負担について軽減を図るよう要請している。

福祉部長

将来的には値上げだけではなく、医療制度そのものに抜本的な改革をしていく方針が示されているので、年金者や高齢者に過度の負担にならないようにして欲しいと考えている。

阿部委員

厚生省に申し入れるのは良いが、自治体が国の防波堤になるように早めに手立てを打ってほしい。

他都市においては介護保険の導入を見込んで、保健所の機構改革を行っているところもあり、小樽市は遅れていると思うので今後、努力して欲しい。

保育問題について

児童福祉法が改正されたが、どのような点で改正されたのか。

児童家庭課長

大きく3点の改正点があり 保育所の入所に関し、現在までの市町村による措置制度から、保育所による情報提供により保護者が選択するようになった。

保育料の負担方式が現行の所得税を基本とした応能負担方式から、保育に要する費用を保護者から徴収した場合の家計に与える影響を考慮し、定めるということになった。

保育所が地域の乳幼児に対する相談・助言を行うよう努めるとなった。

阿部委員

保育所の情報提供とはどのようなかたちで行われるのか。

児童家庭課長

これについては市町村が行う分と保育所が行う分に分かれており、市では保育所の所在地、設置者、施設・設備の状況、特別保育の実施状況について行い、保育所では一日の流れや年間行事予定、職員の状況等について行うこととなっている。

阿部委員

各保育所が競争を行い、過剰サービスを行う事により保育にかかるコストが上がることになり、保育料にも影響してくることが心配されるがどうか。

児童家庭課長

競争の原理からいうと保護者が保育所を選択することになると保育所が選ばれる立場になるので、結果として質の高いサービスが提供されることになると思う。

保育料については考え方が変わったが、国の具体的な考え方については平成10年度予算の中で決まるので、まだ、国の基準は明らかではないが市としてはそれが示され次第検討したい。

阿部委員

保育の質が向上するのなら良いが、少子化の進む中競争が激化し、児童の取り合いが始まり、保育料が値上がりすることが考えられる。

国会の附帯決議にも「保育料に関しては公的責任を後退させない」と謳っているが、市としても低所得者に対する対応を考えているのか。

児童家庭課長

保育料については「家庭に与える影響を考慮し、決定する」となっており、即、来年度から均一化する訳ではなく、あくまでも応能負担という原則が生きているという考えなので本市としても法の趣旨に沿って検討したい。

阿部委員

ぜひ、無理の無いような方向で進めて欲しい。

職員についても法律改正により臨時職員が増え、正規職員が減られることも心配されるがこのことについてどう考えているのか。

児童家庭課長

今国では、最低基準の見直しについて検討していると聞いているが概要については明らかにされていない。

本市では現在、正規職員と臨時職員を配置し保育しており、今後もこの体制で続けていきたいと思う。

阿部委員

職員配置についても3対1など、細かく規定されている。絶対的に保育士が足りない中で法律が先行していくと大変なことになるので、小樽市としても早急に対応をしてほしい。

花岡委員

国保の財政調整交付金について

新聞報道によると会計検査院の調査により3,762万円の返還が求められているとのことだが、事実関係を示せ。

保険年金課長

先般の会計検査の関係だが、現時点では国から正式な通知は来ていない。

普通財政調整交付金については、医療費、給付にあたる調整対象需要額から保険料、所得基準を求めて国で定める保険料を確定し算出した調整対象収入額を差し引いた分が交付金として配分されることになっている。

今回、指摘を受けた部分については調整対象収入額が過小に算出されていたため、交付金を多く受けていたということである。原因としては給与収入などの収入金額を所得金額に置き換える際、控除額が差し引かれるが電算プログラムの内容を変えていなかったためである。

このプログラムについては確定賦課とは別のものなので、保険料については影響が無い。また、指摘を受けた部分については9年度早々に修正しており、現在は正しく変更されている。

花岡委員

これは、調整交付金を過小に見積もっていた保険者の責任となるのか。単純な電算ミスなのか。

保険年金課長

基本的には単純なプログラムミスと考えている。

花岡委員

3,762万円をどう処理するかが問題だが、会計検査院からは返還を求められるのか。

保険年金課長

近日中に厚生省から返還に関する通知が来ると思う。

返還する場合の会計処理だが、基本的にはこの収入が少なければその分は赤字になっている。

ミスがあったのは平成6年度から8年度の間であり、これらの年度は毎年赤字が出ている。正規に処理した場合は、この分の赤字が増えることになるので、通常赤字分の処理と同様に一般会計からの借り入れとして処理することになると思う。

花岡委員

これは保険者のミスであり、保険料に転嫁される処理方法をとるべきではない。そのためにも一般会計からの繰り入れで処理すべきと思うがどうか。

市民部長

事務処理ミスについては申し訳ない。指摘の件については本来の交付金が交付されていた場合、その分は赤字になっている。赤字については一般会計からの借入金で処理しているので理論的には借入金で処理するのが適当と思うが、今後、厚生省から通知がくるので1定で補正したいと思うが、財源については今後庁内で調整したい。

花岡委員

電算ミスの問題と毎年の赤字の話は切り離して考えるべきであると思うがどうか。

財政部長

基本的には赤字の要素であるので、借入金で処理したいと考えている。

花岡委員

単純ミスであるので、原課としても繰入金で処理するよう要望すべきである。

コミュニティセンターについて

21世紀プランのなかでは建設予定地について、現総合計画で明記されている「東南地区」という言葉が抜けている。これはどういうことか。

市民部長

稲北に建設しているコミュニティセンターは平成11年に完成する予定である。21世紀プランは平成10年からスタートするのでその中には「中部地区など」と記載している。東南地区は「など」に含まれていると理解して欲しい。

花岡委員

信用できない。新総合計画のなかでは「東南地区」と明記していながら実現しなかった。21世紀プランのなかでも明確に「東南地区」と示すべきではないのか。

市民部長

総合計画は現在、分科会で審議しており、各委員の指摘を受け製本していく。

中部地区だけで終わるなら「中部地区」と書き「など」というのは含みをもっているためである。

花岡委員

仮に他の地域からも希望する声が上がったら、收拾がつかなくなる。少なくとも前総合計画にも記載していた「東南地区」については曖昧にせず明記すべきである。

リフトカーについて

障害者の「足」を保障する意味からも、小樽市として早期に運行して欲しいという要望が長年出されている。

市民からもリフトカーの購入に充てて欲しいということで寄付が寄せられているが、市は福祉全般に充てるということで受け取っている。

寄付者の意思に応えるためにも、新年度に向けリフトカーの購入について前向きな検討は行っているのか。

福祉部長

車椅子の方や障害者に限らず、高齢化の時代なので大事なことは思っている。

寄付の件についてはいろいろな経過があったが、結論としては小樽の福祉に役立てて欲しいということで300万円の寄付をもらい社会福祉事業資金基金に積立をした。

新年度に向けての検討とのことだが、市が単独で行うのは公平性の観点等から他都市で問題になっているところもあり、実施している旭川、苫小牧の状況を把握し検討している。

実施している市でも当初期待したように有効活用されておらず、経費面で市の負担も大きくなっている状況と聞く。

本市ではリフトバスを持っている業者もいるので、協議している。現段階では市が車を購入し、直営で運転することや運転の委託をする考えはないので、当面、業者が持っている2台の有効活用を図ることで利用者の理解を得たいと思う。

現在、経費に関する試算を行っており、新年度予算に即、反映するということではないが、策定中の総合計画や障害者福祉計画に位置づけすることで前向きに進めたいと考えている。

花岡委員

業者の車が有効活用されていない理由は把握しているか。

福祉部長

2台のリフトカーがあり、ふれあい入浴サービス等で利用している。

現在行っている福祉ハイヤー助成制度との関係もあり、リフトカーの実車率を他都市も含め調査したが、まだまだ有効活用できる状況にある。当面、これを有効活用することで障害者団体の要望についてはある程度クリアできると考えている。

また、それと合わせ社協で持っているみどり1～2号の弾力的運用を図り、どういう事業展開ができるか協議を進めているところである。

花岡委員

答弁を聞く限り、障害者にとってリフトカーがどういう働きをするか理解していない。

これは「足」代わりである。

実際、2台のリフトカーが有効活用されていない最大のネックは料金である。タクシー料金では足代わりにはならない。

民間のリフトカーを有効活用するというが、それは要望している人たちの願いとは異なるものであるので、もう一度、きちんとどう利用したいか聞くべきと思うがどうか。

福祉部長

要望団体とはこの件について何度も会っており、市として難しい状況にあるということは理解してもらっていると考えている。

個人が利用する場合、いろいろなケースが想定されるので、当面は福祉ハイヤー利用助成規則を活用するとともに他都市の状況を検討したい。現時点では民間のリフトカーを活用することを料金問題も含め検討していけば解決の糸口はつかめると考えている。

実施している他都市においての問題点も整理し、制度を作るなら障害者計画に位置づけるのが良いのか、総合計画に位置づけるのがよいのか方向性を決め、今後の課題として整理したい。

花岡委員

これは長年の懸案事項でもあるので、行政としての立場は主張しつつも利用者の希望を最大限くみ取った事業展開を行うべきである。

公園の砂場について

市長と市政モニターとの会議の中で市内の公園の砂場が汚れており、子供を遊ばせることができないという意見が出されており、それに対し市長は改善を行う旨の答弁をしていたが、本市の砂場の数、検査回数、検査結果を示せ。

公園課長

現在管理している公園は85箇所あり、うち砂場は69箇所ある。その中で今年度検査を行ったのは5箇所あり、砂を入れ替えたのは15箇所ある。

検査を行った公園は 塩谷1丁目はまべ公園、 赤岩1丁目赤岩公園、 入船4丁目ななかまど公園、 銭函1丁目公園、 桜4丁目桜丘の上公園である。5箇所について5月21日と7月29日の2回検査を行っている。検査結果としては100gあたりの糞便性大腸菌の数が 1回目310、2回目400 1回目50、2回目50 1回目760、2回目50 1回目100、2回目50 1回目50、2回目50である。

花岡委員

数値を示されても基準が分からない。どのように考えているのか。

公園課長

この検査は平成5年に道で出した「公園の砂場の汚染調査計画書(案)」を入手し、それに基づいて行っている。基準は特に無いので、あくまでもゼロに近いほうが良いと考えている。

花岡委員

調査した結果、大腸菌の数をゼロにする対策は行っているのか。

15箇所の砂の入れ替えを行ったとのことだが、残りの所は放置したままなのか。

土木部次長

基準と言える尺度が無いのが現実である。

個人的な考えとしては、海の大腸菌群数と比較してみると1,000以上あると不適になるのでその基準が砂場に適用できるか検討してみたいと思うがゼロにするというのは無理と思う。

大腸菌というのは手洗いをするととれるので、公園内に手洗い場を設置することや手洗いの励行を進めたいと思う。

砂の入れ替えについては市長からの指示もあり、件数を増やしているが毎年変えることは難しいので、3年で一巡するようなかたちで行っていきたいと考えている。

花岡委員

保育所や市営住宅内の砂場についてはどのように行っているのか。

住宅課長

保健所に依頼し、毎年順番に行っている。大腸菌の数に関する基準はないので、管理を担当するものと相談し、数の多いものについては砂を入れ替えることにしている。

住宅の砂場についてはいつも犬や猫がいるので、今後、砂場を設置しない、若しくは現在あるものを無くする方向で考えている。

児童家庭課長

保育所については年1回検査しており、その結果より砂の一部取り替え等を行っている。大腸菌は紫外線に弱いので、日光に当てたり、また手洗いについては徹底して行っている。

花岡委員

市営住宅では設置しない方向で考えているというが、子供の遊ぶ場所が少ない現在の状況の中で、それは話が逆である。

毎年、砂の入れ替えをすとか抗菌砂を使用するなどし、安心して遊べる環境を行政として保障すべきである。

新年度に向け検討して欲しいがどうか。

土木部次長

抗菌砂にすることも考えている。一遍に砂の入れ替えもできると良いのだが、3年間で一巡するような方向で考えている。更に工夫し、入れ替えの期間を短縮できるよう考えたい。

渡部(智)委員

地方分権について

地方の時代に突入している今、地方は自主・自立的にまちづくりに努めていかなければならない。新ゴールドプランを例にとっても国の考えるメニューに対し、地方から不満の声があがり、それを基に国が計画をまとめたように国は地方の要求や環境については、地域のなかで取り組んでいくしかないという動きが起きている。

’93年6月に施行された改正都市計画法では「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、それぞれの自治体が将来のまちの姿を示し、土地利用や市街地再開発を盛り込んだ基本計画(市町村マスタープラン)をつくるよういっている。

本市としてはこのマスタープランについてどう考えているのか。

また、環境基本計画については現状、どうなっているのか。

都市計画課長

これは都市計画法第18条第2項に位置づけられている。これはこれまでの右肩上がりの経済情勢のなかで全国的に同じようなまちづくりが行われた反省を基に地方が主体となりまちづくりの基本姿勢、方針をつくりなさいというものである。

道内では2箇所制定しているので、それらの内容を調査しており、本市としても早期に検討したいと考えている。

環境対策課長

道内では札幌市が計画の策定はまだだが環境基本条例の制定を行っている。

これについては 条例を制定し基本計画を策定する方法 環境基本計画を策定し条例を制定する方法 環境基本計画を単独で策定する方法の3通りがあるが、道内他都市を見ると の例が多いので、本市としてもその方向で進めたいと考えている。

渡部(智)委員

市町村マスタープランについてはミニ総合計画をつくるようなものになると思う。早期に検討して欲しい。環境基本計画については以前より指摘してきた。札幌市では省力化を含め、10%節電まで具体的に示している。本市としても良いまちをつくっていくためにも環境を維持するという観点から努力して欲しいと要請する。

障害者プラン、エンゼルプランについて

現状と、今後の実作業等を示せ。

社会福祉課長

障害者プランについてはノーマライゼーション、リハビリテーションを基本理念とし、現在、策定中である。今月中に素案等を完成させ、今年度中に成案にしたいと考えている。

児童家庭課長

エンゼルプランは平成10年度の策定を目指し、現在部内で準備を進めている。

渡部(智)委員

エンゼルプランは10年の策定を目指しているということだが、子育て支援のための緊急保育5箇年計画については見送ることになるのか。これに代わる市の施策はどう考えているのか。

児童家庭課長

緊急保育5箇年計画では10項目位の施策が示されている。小樽市としても子育て支援については少子化・人口対策としても重要な柱と考えており、今年度、手宮保育所で産休明け保育を実施しており、また、銭函保育所、龍徳保育所では定員をそれぞれ15名づつ増員し待機児童の解消を図っている。

緊急対策5箇年計画に位置づけられている事業は逐次実施しており、今後についてはエンゼルプランの中で位置づけし、推進につとめたい。

渡部(智)委員

高齢化対策、少子化対策に対する取り組みは十分と考えているのか。

児童家庭課長

今までいろいろな事業を進めてきたが十分とは考えていない。今後、子育て支援センターや延長保育など5箇年計画に位置づけられている事業は、来年度策定するエンゼルプランの中で目標値を定め、推進したいと考えている。

渡部(智)委員

将来を考えるとバランスのとれた人口構成とすることは大切なことである。それぞれの課で政策を考え、実現に向け努力していくことは大切な事だが、もっと踏み込み、他課と連携をとり、総合的に考え、大胆な発想に立ちこれからのまちづくりに取り組んで欲しい。

障害者プランは年内に策定するとのことだが、これまでもいろいろな指摘をしている。現在、障害者センターでは多くの人が活動しているが、非常に手狭になっている。市の他の施設を開放することや遊休施設を活用する手立ても計画策定にあわせ検討すべきと思うがどうか。

社会福祉課長

すぐこの問題を解決するには土地の問題や財政的な問題があり、なかなか難しいが、指摘のように活用できる市の施設等があれば団体とも協議していきたいと思う。

渡部(智)委員

今後、できるだけ要望に応えて欲しい。

雪対策について

代表質問で「雪対策に対する新たな装置及び配備について、当然研究していると思うがどうか」という質問に対し、「今後とも国、道、他都市の研究成果を参考にしたい」という答弁があった。一昨年に質問した際にも「研究機関についても検討したい」という答弁を聞いており、その後について質問したにも関わらずまた「他市の状況を

見たい」とのことであった。

これまでの経過から考えて整合性がとれていないと思うがどうか。

土木部次長

現在までは「坂のまち冬プラン」に基づき主に冬の交通対策について進めてきた。その中で力を入れてきたのはロードヒーティングである。計画を進めるなかでは電気以外の熱源やそれらのメンテナンスについての研究も行ってきたが新しいものを導入するまでの状況に至ってはいない。

新たな装置についての研究が進んでいないとのことだが研究は行っている。今、考えているのは冬センターというところの会員になることであり、そこで資料を得て今後更に進めていきたい。

いずれにしてもこれから冬プランの見直しを行っていくなかで、今後、これ以上ロードヒーティングが進められなくなると、それに代わるものとして何があるかを長期・中期計画のなかで検討していかなければならないと考えている。

渡部(智)委員

北海道は半年が冬であり、今になって「他都市の研究成果を見たい」というのであれば小樽は自主性に欠ける。新聞報道によると高商通りで排水性舗装が試験的に導入されたとのことであるが、こうしたモデル事業をどんどん実施していくことも大切なことである。

小樽は他都市とは地形、建物等条件も違うので、障害者・高齢者も安心して歩けるということも心掛けながら進めていくことが重要である。

この問題は幅広く市民生活に関わる話なので、力を入れ取り組み、研究を進めて行って欲しい。

委員長

散会宣告。